

大道塾札幌南支部の時間外利用に関する規約

1. 大道塾札幌南支部(以下「当施設」といいます)の設備、備品の破損又は紛失については、過失の有無を問わず利用者が全責任を負うものとする。
2. 利用者は当施設に所属する者以外を無断で当施設内に入館させてはならない。
3. 利用者は当施設を利用後に清掃を行い、全ての現状を回復しなければならない。
4. 利用者は入館前に利用の旨を支部長へ報告しなければならない。
5. 利用者は異常事態を確認した場合、速やかに支部長へ報告しなければならない。
6. 時間外利用が許可されるのは原則として満20歳以上の者のみとする。
7. 時間外利用においても別紙の大道塾札幌南支部会員規約が適用される。

※大道塾札幌南支部の時間外利用とは大道塾札幌南支部オフィシャルウェブサイトの練習日カレンダーに掲載されている稽古時間以外に当施設に所属する会員が当施設を利用することを指します。